株式会社日本政策投資銀行法案新旧対照条文 目次

臨時金利調整法 (昭和二十二年法律第百八十一号) (附則第二十九条関係)

の他これらに準ずるものをいう。 の他これらに準ずるものをいう。 定配当率、貸付けの利率、手形の割引率、当座貸越しの利率、コー	に行う預金又は貯金の利率、定期積金の利回り、指定金銭信託の予この法律において、金利とは、全国各地における金融機関の実際その他貯金の受入れ又は資金の融通を業とするものをいう。)第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会協同組合、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用	業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合投資銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策	
料、戻料その他これらに準ずるものをいう。 利率、コールローン又はコールマネーの利率並びに有価証券の引受定金銭信託の予定配当率、貸付の利率、手形の割引率、当座貸越の	に行う預金又は貯金の利率、定期積金の利廻、無尽掛金の利廻、指この法律において、金利とは、全国各地における金融機関の実際	の他貯金の受入又は資金の融通を業とするものをいう。第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会そ	労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会、信用金庫、信用金庫連合会、社、無尽会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、恩給金	第一条 この法律において、金融機関とは、銀行、信託会社、保険会現 行

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)(附則第三十条第一号関係)

2					第		
(略)	についての端数計算は、この法律の定めるところによる。	いう。) の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等	方公共団体及び政令で指定する公共組合 (以下「国及び公庫等」と	庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、地	第一条 国、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公	(通則)	改正案
2 (略)	ろによる。 織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるとこ	「国及び公庫等」という。)の債権若しくは債務の金額又は国の組	、国際協力銀行、地方公共団体及び政令で指定する公共組合 (以下	庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行	第一条 国、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公	(通則)	現

予算執行職員等の責任に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十二号) (附則第三十条第二号関係)

に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応い、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫、公庫等の予算執行職員に対する準用) (公庫等の予算執行職員に対する準用) という。) から公庫等の予算執行職員に対する準用) という。) な、公庫等の発理に関する規程(以下「公庫等の規定、公庫等の経理に関する規程(以下「公庫等に関する法令」という。) は、公庫等の経理に関する規程(以下「公庫等に関する法令」という。) は、公庫等の発達の表別のでは、公庫等のの表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等のの表別のでは、公庫等のの表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等のの表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等のの表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等のを表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫を表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等のでは、公庫等の表別のでは、公庫等の表別のでは、公庫等のでは、公庫等のでは、公庫等のでは、公庫等のでは、公庫等のでは、公庫等のでは、公庫等のでは、公庫等のでは、公庫では、公庫等のでは、公庫等のでは、のでは、公庫等のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	現 行
以下「公庫等予算執行職員」という。)は、公庫等の経理に関する、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	して指定された者(以下「公庫等予算執行職員」という
事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公	庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令
庫等の経理に関する規程 (以下「公庫等に関する法令」という。)	庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程 (以下「公
に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応	る法令」という。) に準拠し、かつ、予算で定めるとこ
じ、公庫等において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相	それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二条第三項に規定す
当する行為(以下「公庫等の支出等の行為」という。) をしなけれ	る支出等の行為に相当する行為 (以下「公庫等の支出等の行為」と
ばならない。	いう。)をしなければならない。
2~5 (略)	2~5 (略)

電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)(附則第三十三条関係)

2 (略)	権の弁済を受ける権利を有する。については、当該会社の財産につき他の債権者に先だつて自己の債第一条(株式会社日本政策投資銀行は、電気事業会社に対する貸付金	に関する法律電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保	改正案
2 (略)	を受ける権利を有する。は、当該会社の財産につき他の債権者に先だつて自己の債権の弁済第一条(日本政策投資銀行は、電気事業会社に対する貸付金について	法律電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する	現行

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) (附則第三十四条関係)

改正案	現行
第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対し(事業税の非課税の範囲)	第七十二条の四(道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対し(事業税の非課税の範囲)
ー~二の二 (略) ては、事業税を課することができない。	ー~二の二 (略) ては、事業税を課することができない。
学企業金融公車、冲縄振興開発金融公車、国際協力銀行、地方住三 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公	営企業金融公車、沖縄振興開発金融公車、国際劦力銀行、日本政三(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公
公社	124
四·五 (略)	四·五(略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
附則	附則
(事業税の課税標準等の特例)	(事業税の課税標準等の特例)
第九条 (略)	第九条 (略)
2~13 (略)	2~13 (略)
14 (略)	14 (略)
対下の第51-1301-1-2019 15	(新設)
ついては、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日まで	
の間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一	

(新設)

16 前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額(同項の規定により適用を額を控除した後の金額とする。)から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除した後の金額とする。)から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項者しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項といる。

開始する事業年度
十分の九
一 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に

に開始する事業年度 五分の四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

| に開始する事業年度 | 五分の三 | 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

に開始する事業年度 五分の二四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間

| に開始する事業年度 | 五分の| | 五分の| | 一 | 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)(附則第三十五条関係)

3 (略) イ・ロ (略) もの	四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定める三 地方公共団体(削る) 独立行政法人国際協力機構	国際協力銀行 (削る)できる。	予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることがめるものに限る。以下「外貨債」という。)に係る債務について、券のうち外貨で支払われるもの(地方債証券については、政令で定の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証		改正案
3 (略) イ・ロ (略)	六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定める五 地方公共団体 削除 三 独立行政法人国際協力機構	国際協力銀行	予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることがめるものに限る。以下「外貨債」という。)に係る債務について、券のうち外貨で支払われるもの(地方債証券については、政令で定の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証	2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条第二条 (略)(外貨債務の保証)	現行

信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)(附則第三十六条関係)

2 (格)	2 (格)
四 (略)	四 (略)
をしたこととなる債務の保証	の保証
当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証	保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務
者等に対する貸付を行つた場合、当該金融機関が中小企業者等の	た場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を
資銀行の委託を受け、又は国民生活金融公庫を代理して中小企業	国民生活金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付けを行つ
三 銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本政策投	三銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫の委託を受け、又は
(略)	二 (略)
務の保証	債務の保証
割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債	の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する
中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の	中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け、手形
とができる。	とができる。
第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うこ	第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うこ
(業務)	(業務)
現行	改正案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)(附則第三十八条関係)

金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。	又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、	いう。) の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己	農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合を	組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び	連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工	第三条 金融機関(銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫	(浮貸し等の禁止)	改正案
証をしてはならない。	者の利益を図るため、金銭の貸付、金銭の貸借の媒介又は債務の保	の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三	合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。)の役員、職員その他	組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組	連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工	第三条 金融機関 (銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫	(浮貸し等の禁止)	現行

準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第百三十五号)(附則第三十九条関係)

4~6 (略) = 下五 (略) めるもの めるもの 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券の	4~6 (略)
3 2	- 「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」」」」」」「「「「「「「「」」」」「「「」」」」
た生命保険会社(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た生命保険会社八「保険業法(平成七年法律第百五号)第三条第一項の免許を受けて「株式会社日本政策投資銀行」(略)「一〜六」(略)で定めるものに限る。)をいう。
三号から第七号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち攻令第二条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者(第(定義) 現 行	三号から第八号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令第二条(この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者(第(定義) 改正 案

企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)(附則第四十条関係)

(削る)	(削る)	(削る)	、川らく この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。 附 則	改正案
第四条第一項に次の一号を加える。 (担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。 (担保附社債信託法の一部改正)	3 前項の規定により企業担保権を設定した会社は、企業担保権が消こととされている会社に対する貸付金 (貸付の際現に前号の貸付金を借り受けている会社に対する同号	\sim	現行

(削る)

+ = 企業担保

第七十三条中「第三百七十五条」を「第三百七十五条 (順位ノ譲

渡及放棄二関スル部分ヲ除ク)」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

第七十五条ノニ 受託会社八社債権者集会ノ決議ニ依リ担保権ノ順

位ヲ譲渡シ又ハ放棄スルコトヲ得

第七十六条中「前二条」を「前三条」 に改める。

第八十二条第一 一項中「社債権者集会ノ決議ニ依リ」を削る。

法二依ル競売ノ申立若ハ委任ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立」 第八十三条第一項中「又八競売法ニ依ル申立若八委任」を「競売

に改める。

(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)

5 銀行等の事務の簡素化に関する法律 (昭和十八年法律第四十二号

の一部を次のように改正する。

第七条に次の 項を加える。

前項ノ規定八社債ヲ担保スル権利ノ順位ノ譲渡又八放棄ニ付之ヲ

(商法の一部改正)

準用ス

6 るූ 商法 (明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正す

第三百八十三条第一項中「及和議手続」を「、

和議手続及企業担

保権ノ実行手続」に改め、 分若八企業担保権ノ実行」に、 同条第二項中「若八仮処分」を「、 「及仮処分」を「、仮処分及企業担 仮処

(削る)

保権ノ実行手続」に改める。

(破産法の一部改正)

7 破産法の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の一項を加える。

第一項ノ規定八企業担保権ノ設定、 移転又八変更二関スル登記

第七十条第一項中「又八仮処分」を「、 仮処分又八企業担保権ノ

実行手続」に改める。

付之ヲ準用ス

8 (会社更生法の一部改正)

に改正する。 会社更生法 (昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のよう

号)による競売手続」を「、 第三十七条第一項中「若しくは競売法 (明治三十一年法律第十五 競売法 (明治三十一年法律第十五号)

による競売手続若しくは企業担保権の実行手続」に改める。

実行の回避」に改める。 第三十八条第三号中「破産回避」を「破産回避又は企業担保権の

第五十八条に次の一項を加える。

3 記に準用する。 第一項の規定は、 企業担保権の設定、 移転又は変更に関する登

める。 よる競売及び企業担保権の実行は」 第六十七条第一項中「及び競売法による競売は」を「、 競売法による競売手続及び企業担保権の実行手続」に改 に 「及び競売法による競売手 競売法に

売法による競売手続及び企業担保権の実行手続」に改める。 第二百四十六条第一項中「及び競売法による競売手続」を「、

競

(登録税法の一部改正)

9 登録税法 (明治二十九年法律第二十七号) の一部を次のように改

正する。

第三条ノ七の次に次の一条を加える。

第三条ノハ 企業担保権二関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従

ヒ登録税ヲ納ムベシ

債権金額 千分ノー・五

抹消シタル登記ノ回復 企業担保権ノ取得 每 一 件

金三百円

四 附記登記 每一件 金三百円

登記ノ更正、変更又八抹消 毎 件

金三百円

第十六条ノ五に次の一項を加える。

スルモノノ企業担保権二関シ登記ヲ受クル場合ニ於ケル登録税ニ 信託契約ニ依ル物上担保附社債ニシテ其ノ総額ヲ数回ニ分チ発行

関シテ八第一項ノ規定二準ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(漁業法の一部改正)

(削る)

10 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように

改正する。

第二十六条第一項中「及び抵当権」を「、抵当権及び企業担保権

に改める。

第二十七条第一 項中「又は抵当権」を「、 抵当権又は企業担保権

に改める。

(削る)

(国税徴収法の一部改正)

11 国税徴収法の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第六項中「競売」を「競売若八企業担保権丿実

同条第六項中「又八競売費用」を「、

競売費用又

八企業担保権ノ実行手続ノ費用」に改める。

行手続」に改め、

第四条ノー中第四号の次に次の一号を加える。

企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

第五条中「更生手続」を「更生手続又八企業担保権ノ実行手続」

に改める。

第七条ノ四第四項中「 競売」

を「

競売若八企業担保権ノ実行手続

に改める。

(地方税法の一部改正)

12 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

第十五条第四項中「及び第四号の場合における競売費用」を「、

に改正する。

第四号の場合における競売費用並びに第五号の場合における企業担

保権の実行手続の費用」に改め、同項に次の一号を加える。

企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

第十六条第一項中第四号の次に次の一号を加える。

四の二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

行手続」に改める。 第十六条の四第五項中「 競売」を「競売若しくは企業担保権の実

第七十一条、第七十二条の七十一、第七十三条の三十九、第百五

$\widehat{}$			$\overline{}$
削 る)	削 る	削	削 る)
る	る	る	る

第五百四十四条、 三百三十四条、第三百七十六条、第四百六十二条、第五百十二条、 次に次の一号を加える。 一、第七百一条の二十一及び第七百三十一条中それぞれ第四号の 第百三十七条、 第五百七十五条、 第百七十条、 第二百三条、 第六百九十八条、 第二百八十八条、 第七百条の四 第

四の二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

(健康保険法の一部改正)

13 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正

す る。

第七十九条ノ二中第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

(船員保険法の一部改正)

14 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改

正する。 第六十二条ノ三第一項中第三号の次に次の一号を加える。

(失業保険法の一部改正)

企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

15 失業保険法 (昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十四条の五中第三号の次に次の一号を加える。

三 の 二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

(厚生年金保険法の一部改正)

16 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のよ

_		`
Ì	j	Į
	Š	5
Ĺ		,

うに改正する。

第八十五条中第一号二を同号ホとし、同号八の次に次のように加

える。

二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

17 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)

の一部を次のように改正する。

同条中同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号と 第十七条第七号中「前三号」を「第四号から前号まで」に改め、

第四号の次に次の一号を加える。

五 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があつた

ےے

行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)(附則第四十二条第一号関係)

						別	
(略)	日本船舶振興会		・共済事業団	(略)	名	別表(第十二条関係)	
(略)	第二百四十二号)モーターボート競走法(昭和二十六年法律		年法律第四十八号)日本私立学校振興・共済事業団法(平成九	(略)	根拠法		改 正 案
						別	
(略)	日本船舶振興会	日本政策投資銀行	・共済事業団	(略)	名	別表 (第十二条関係)	
(略)	第二百四十二号) モーターボート競走法(昭和二十六年法律	十三号) 十三号) 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七	年法律第四十八号)日本私立学校振興・共済事業団法(平成九	(略)	根拠法		現行

所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) (附則第四十二条第二号関係)

二 (略)	(略)	会 日本税理士会連合		・共済事業団	(略)	名	次の表に掲げる法人別表第一 公共法人等の表	
	(略)	税理士法		年法律第四十八号)日本私立学校振興・共済事業団法(平成九	(略)	根	表に掲げる法人公共法人等の表(第四条、第十一条関係)	改正案
				.済事業団法 (平成九		法	奈関係)	
					Γ	Γ	 」 型	
- (略)	(略)	会日本税理士会連合	日本政策投資銀行	・共済事業団日本私立学校振興	(略)	名	次の表に掲げる法人別表第一 公共法人等の表	
	(略)	税理士法	十三号) 日本政策投資銀行法(平成十一年	年法律第四十八号)日本私立学校振興・共済事業団法(平成九	(略)	根拠	表に掲げる法人公共法人等の表(第四条、第十一条関係)	現行
			年法律第七	法 (平成九		法		

法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) (附則第四十二条第三号関係)

二 (略)	(略)	日本中央競馬会		ター日本司法支援セン	(略)	名称	一 次の表に掲げる法人別表第一 公共法人の表 (
	(略)	百五号)日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二		号)	(略)	根拠	表に掲げる法人公共法人の表(第二条関係)	改正案
		4二十九年法律第二		T六年法律第七十四		法		
二 (略)	(略)	日本中央競馬会	日本政策投資銀行	ター日本司法支援セン	(略)	名称	一 次の表に掲げる法人別表第一 公共法人の表 (
	(略)	百五号)日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二	十三号)	号) 総合法律支援法 (平成十六年法律第七十四)	(略)	根拠法	表に掲げる法人公共法人の表(第二条関係)	現行

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)(附則第四十二条第四号関係)

						別	
(略)	会日本税理士会連合		・共済事業団	(略)	名称	一次の表に掲げる気第三(第三条、第	
)	税理士法		年法律第四十八号日本私立学校振興		根	法人 ()	改正
略)			・共済事	略)	拠		案
			業団法 (平成九		法		
						· 別	
(略)	会日本税理士会	日本政策投資	・共済事業団	(略)	名	一次の表に埋表第三(第三名	
	連合	報 行	振興		称	が、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、	
	税 理 士 法	十三号) 十三号)	年法律第四十八日		根	八十条関係)	現
(略)		行 法 (平	号 興 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(略)	拠		行
		成十一年法律第七	事業団法(平成九		法		
	(略) (略)	(略) (略) (格) 日本税理士会連合 税理士法	(略) (略) (略) 日本政策投資銀行 日本政策投資銀行 日本政策投資銀行 日本政策投資銀行 日本政策投資銀行法(平成十	(略) (略) (略) 日本私立学校振興 日本私立学校振興・共済事業日	(略) (地) (地)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (日本私立学校振興・共済事業団法(平成九日本私立学校振興・共済事業団法(平成九日本政策投資銀行日本政策投資銀行 日本税理士会連合日本税理士会連合日本税理士会連合日本税理士会連合日本税理士会連合日本税理士会連合日本税理士会連合日本税理士会連合日本税理工会通告日本税理工会通告日本租工会通告日本和工会通告日本租工会通告日本和工会通告日本和工会通告日本和工会通告日本和工会通告日本和工会通告日本和工会通告日本和工会通告日本和工会通告日本和工会通告日本和工会和工会通告日本和工会和工会通告日本和工会通告日本和工会和工会和工会和工会和工会和工会和工会和工会和工会和工会和工会和工会和工会和	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (格) (格) <td< td=""></td<>

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)(附則第四十二条第五号関係)

						Dil.	
(略)	日本船舶振興会		・共済事業団	(略)	名	別表第一(第二条関係)	
(略)	第二百四十二号) モーターボート競走法(昭和二十六年法律		年法律第四十八号)日本私立学校振興・共済事業団法(平成九	(略)	根拠法)	改正案
(略)	年法律日本船舶振興会	日本政策投資銀行	平成九・共済事業団・共済事業団	(略)	名	別表第一(第二条関係)	
(略)	第二百四十二号)モーターボート競走法(昭和二十六年法律		年法律第四十八号)年法律第四十八号)の日本私立学校振興・共済事業団法(平成九	(略)	根拠法	(係)	現行

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)(附則第四十二条第六号関係)

Я		• н		-	別 表	
1本船舶振興会		共済事業団	(略)	名称	(第二条関係)	
第二百四十二号		年法律第四十八日本私立学校振		根		改 正
競走法(昭和		号)	(略)	拠		案
4二十六年法律		業団法 (平成九		法		
					別	
日本船舶振興	日本政策投資	・共済事業団	(略)	名	表(第二条関)	
会	銀行	振興		称	係)	
第二百四十二号	十三号) 日本政策投資銀	年法律第四十八日本私立学校振		根		現
競走法(昭	行法 (平成.	号・共済事	(略)	拠		行
和二十六年法律	十一年法律第七	業団法(平成九		法		
	日本船舶振興会 第二百四十二号) 第二百四十二号) 第二百四十二号) 第二百四十二号) 第二百四十二号) 日本船舶振興会 モーターボート競走法(昭和二十六年法律	第二百四十二号) 日本船舶振興会 日本船舶振興会 日本政策投資銀行	第二百四十二号) 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九 日本政策投資銀行 日本船舶振興会	第二百四十二号) (略) (略) (略) (略)	第二百四十二号) (略) (略) 日本私立学校振興・共済事業団法 (平成九日本私立学校振興・共済事業団法 (平成九日本政策投資銀行日本政策投資銀行日本政策投資銀行日本政策投資銀行の計画 日本船舶振興会のおり、	(略) (地) (地

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(附則第四十六条関係)

別表第二 非課税法人の表 (第五条関係)								- Dul	
略)	別表第三 非課税文書	(略)	日本赤十字社		ター日本司法支援セン	(略)		別表第二 非課税法人	
別表第三 非課税法人の 別表第三 非課税法人の (略) (略) (略) (略) (略) (略)	の表 (第五条関係)	(略)	五号) 日本赤十字社法(昭和二十七年法律領		号)総合法律支援法(平成十六年法律第七	(略)	拠	の表(第五条関係)	正
# 課税	別表第三			日本			名		
表(第五条関係) 根 拠 法 日本政策投資銀行法(平成十六年法律第七十四 号) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	非課税文書	(略)			司法支援セン	(略)	称		
	3表(第五条関係)	(略)	五号)日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百	投資銀行法(平成十	号)総合法律支援法(平成十六年法律第七十四	(略)	拠	の表(第五条関係)	

(略)
機構小企業基盤整備
業 行 略 基 政 成 盤 法 整 人 中 者
(略) (略) (略) (略) (地立行政法人中小企業 中四年法律第百四十七十四年法律第百四十七十四年法律第百四十七十二号並びに第十三十十二号並びに第十三十十二号並びに第十三十二号並びに第十三十二号並びに第十三十二号並びに第十三十二号並びに第十三十二号並びに第十三十十二号並びに第十三十十二号がある業務の特例)の業務の特例)の業務を除く。
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の場立行政法人中小企業 中国の規定による特定 中国の規定による特定 を備、出資等の業務に の規定による特定 を構、出資等の業務に はる特定 を構、出資等の業務に はる特定 を対して、一年法律第十二号並びに第十三号並びに第十三号を を対して、一年法律第十二号がら第四号まで、 は、一年、出資等の業務に は、の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
例条号にに五に、又第法へ設条る第項平)へ口係同条独第は一律中の第法六第成
機 小 独 構 企 立 (作 業 石 略)
機 小 独 (略) (略) 成 整 人 中

(略)					文書	活性化法に係る業務の特例)の業務に関する	例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積	第一項 (旧新事業創出促進法に係る業務の特	務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二	の業務、同法附則第八条 (旧繊維法に係る業
(略)										
(略)	規定する貸付けに係る業務に関する文書	備公団法第十九条第一項第二号及び第七号に	一部改正)の規定による改正前の地域振興整	号) 附則第三十六条 (地域振興整備公団法の	本政策投資銀行法 (平成十一年法律第七十三	活性化法に係る業務の特例)の業務並びに日	例) 及び第八条の四第一項 (旧特定産業集積	第一項 (旧新事業創出促進法に係る業務の特	務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二	の業務、同法附則第八条 (旧繊維法に係る業
(略)										

登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第四十八条関係)

			別	
	(略)	名	別表第三	
		称		
	(略)	根 拠 法	詸税の登記等	
	(略)	非課税の登記等	非課税の登記等の表(第四条、第三十三条関係)	正案
	(略)	備	景関係)	
		考		
			別	
二 銀 策 日 十 行 投 本 二 資 政	(略)	名称	別 表第三	
三 律 十 法 投 日 等 一 年 平 銀 政 十 法 成 行 策	(略)	根拠法	非課税の登記	
別表第一第一号から第二十三号までに掲げる登記十三号までに掲げる登記 (法人税法(昭和四十年法律第三十四号に規定する普通法人のうに規定する普通法人のうに相互会社及び外国相互 ある金額以上の法人並びめる金額以上の法人並び ある金額以上の法人並び ある金額以上の法人並び ある金額以上の法人が政令で定 ある金額以上の法人が政 がる金額以上の法人が政 がる金額以上の法人が政 がる金額以上の法人が政 がる金額以上の法人が政 がる金額以上の法人がび がる金額以上の法人が政 がる金額以上の法人が政 がる金額以上の法人のう は がいる金額以上の法人の方 がる金額以上の法人の方 で は がいる金額以上の法人の方 で は がいる から第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(略)	非課税の登記等	非課税の登記等の表(第四条、第三十三条関係)	現行
			十三条	
添 正 る る す は 三 つ 記 又 の 権 先		備	関	
添付がある書類の は登録に該当 は登録に該当を は登録に該当を は登録に該当を は登録に の保存、 設定 は登録に を いては、 第 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(略)	考	係)	

_			
	(略)	+	<u> + </u>
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)(附則第四十九条関係)

差し引いた金額としなければならない。により定まる利子の額から当該利子補給金の額に相当する金額だけよる利子で当該単位期間において生ずるものの額を、当該貸付契約子補給金の支給を受けたときは、当該利子補給金に係る貸付契約に	3 株式会社日本政策投資銀行等は、第一項の規定により政府から利2 (略) 給金を支給することができる。	算の範囲内において、株式会社日本政策投資銀行等に対して利子補のの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けにつき、予公庫又は機構(以下「株式会社日本政策投資銀行等」という。)が第三十四条 政府は、株式会社日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融(利子補給金の支給)	改正案
た金額としなければならない。 た金額としなければならない。 た金額としなければならない。 た金額としなければならない。 た金額としなければならない。	3 日本政策投資銀行等は、第一項の規定により政府から利子補給金2 (略)る。	て、日本政策投資銀行等に対して利子補給金を支給することができ、の他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な機構(以下「日本政策投資銀行等」という。)が石油の貯蔵施設そ(利子補給金の支給)	現

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)(附則第五十条関係)

ろにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。 (で、必要	充てるため、株式会社日本政策投資銀行に対し、予算で定めるとこ め、日本	日本政策投資銀行による貸付けの業務に要する資金の財源の一部に 投資銀行	価値の増加をもたらすものに限る。) に必要な資金に係る株式会社 価値の増	のに限る。)の取得、改良又は補修 (補修にあつては、当該設備に のに限る。	油代替エネルギーの使用若しくは供給又は流通の合理化に必要なも 油代替エ	に限る。) の導入の促進に寄与すると認められる設備 (これらの石 に限る。	政府は、当分の間、石油代替エネルギー(石炭及び天然ガス 第二条)政	(株式会社日本政策投資銀行に対する政府の貸付け) (日本政	則	改 正 案
で、必要な資金の貸付けをすることができる。	日本政策投資銀行に対し、予算で定めるところにより、無利子	投資銀行による貸付けの業務に要する資金の財源の一部に充てるた	価値の増加をもたらすものに限る。)に必要な資金に係る日本政策	のに限る。)の取得、改良又は補修 (補修にあつては、当該設備に	油代替エネルギーの使用若しくは供給又は流通の合理化に必要なも	に限る。) の導入の促進に寄与すると認められる設備 (これらの石	政府は、当分の間、石油代替エネルギー(石炭及び天然ガス	(日本政策投資銀行に対する政府の貸付け)	則	現行

民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)(附則第五十一条関係)

あつては財務大臣に、機構と沖縄振興開発金融公庫との協定に係るらかじめ、機構と株式会社日本政策投資銀行との協定に係るものに2 国土交通大臣は、第四条第三項の認可をしようとするときは、あ第十六条 (略)	3 (略) (機構の業務) (機構の業務) (機構の業務) (機構の業務) (機構の業務)	改正案
財務大臣に、機構と沖縄振興開発金融公庫との協定に係るものにあらかじめ、機構と日本政策投資銀行との協定に係るものにあつては2 国土交通大臣は、第四条第三項の認可をしようとするときは、あ第十六条 (略)	(機構の業務) (略) (機構の業務) (地域の業務) (現

ľΪ ものにあつては内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならな

沖縄振興開発金融公庫法の特例

ができる。 四十七年法律第三十一号)第十九条第一項の規定によるもののほか 内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構に拠出すること 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和

2 は「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第 は のは「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に関する ならない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とある 項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ 前項の規定により沖縄振興開発金融公庫が拠出する場合において 沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるの

2

特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とする。

つては内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

、日本政策投資銀行法等の特例

第十七条 措置法第十七条第一項の規定による拠出」とする の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければなら 場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項 推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とし、 四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び民間都市開発の 定によるもののほか、 政策投資銀行法 ない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは 沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるのは 定により財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、 合及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第 財務大臣の認可を受けて、機構に拠出することができる。 「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に関する特別 公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十 号) 第十九条第一項の規定によるもののほか、 日本政策投資銀行法第五十四条第一号中「場合」とあるのは「場 前項の規定により日本政策投資銀行等が拠出する場合においては 日本政策投資銀行等は、 (平成十一年法律第七十三号) 財務大臣の認可を受けて、 日本政策投資銀行にあつては日本 第二十条第 内閣総理大臣及び 沖縄振興開発金融 一項の規 一項の規 同条第

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法 (平成五年法律第十八号) (附則第五十二条

三・四 (略)	三・四(略)
補給金を支給すること。	策投資銀行等に対し、利子補給金を支給すること。
必要な資金の貸付けについて、日本政策投資銀行等に対し、利子	の設置又は改善に必要な資金の貸付けについて、株式会社日本政
同条第八項第三号又は第四号に掲げる特定設備の設置又は改善に	に必要な資金及び同条第八項第三号又は第四号に掲げる特定設備
号、第六号又は第八号に掲げるものに限る。)に必要な資金及び	第二条第七項第五号、第六号又は第八号に掲げるものに限る。)
行う承認事業計画に従って行う特定事業活動(第二条第七項第五	等」という。)が行う承認事業計画に従って行う特定事業活動(
機関(以下この号において「日本政策投資銀行等」という。)が	指定する機関(以下この号において「株式会社日本政策投資銀行
日本政策投資銀行その他財務大臣及び経済産業大臣が指定する	株式会社日本政策投資銀行その他財務大臣及び経済産業大臣が
一 (略)	一 (略)
掲げる業務を行う。	掲げる業務を行う。
以下この条において同じ。)の設置又は改善を促進するため、次に	以下この条において同じ。)の設置又は改善を促進するため、次に
項第三号に掲げる特定設備にあっては、政令で定めるものを除く。	項第三号に掲げる特定設備にあっては、政令で定めるものを除く。
。第一号から第三号までにおいて同じ。)及び特定設備 (同条第八	。 第一号から第三号までにおいて同じ。) 及び特定設備 (同条第八
第八号に掲げる特定事業活動にあっては、政令で定めるものを除く	第八号に掲げる特定事業活動にあっては、政令で定めるものを除く
機構」という。)は、事業者等が行う特定事業活動(第二条第七項	機構」という。)は、事業者等が行う特定事業活動(第二条第七項
第十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (以下「	第十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (以下「
業活動等促進業務)	業活動等促進業務)
(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う特定事	(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う特定事
現行	改正案

とされる旧運輸施設整備事業団法 (平成九年法律第八十三号) (附則第五十三条関係) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するもの

8・9 (略)	8・9 (略)
三・四(略)	三・四(略)
期かつ低利の資金の貸付けを行うこと。	ための長期かつ低利の資金の貸付けを行うこと。
行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長	の事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる
日本政策投資銀行は、事業団が推薦した第一項第二号の事業を	株式会社日本政策投資銀行は、事業団が推薦した第一項第二号
要な資金を無利子で寄託すること。	融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
事業団は、日本政策投資銀行に対し、第一項第二号の融通に必	事業団は、株式会社日本政策投資銀行に対し、第一項第二号の
その業務を行うものとする。	れに従いその業務を行うものとする。
銀行と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従い	政策投資銀行と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、こ
7 事業団は、第一項第二号に掲げる業務については、日本政策投資	7 事業団は、第一項第二号に掲げる業務については、株式会社日本
2~6 (略)	2~6 (略)
第二十条 (略)	第二十条 (略)
(業務の範囲等)	(業務の範囲等)
現行	改正案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)(附則第五十四条関係)

機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。	社日本政策投資銀行又は沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融	2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、株式会	第十三条 (略)	(無利子貸付け)	改正案
査機能又は貸付け機能を活用することができる。	策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審	2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本政	第十三条 (略)	(無利子貸付け)	現

独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)(附則第五十五条関係)

		第八条削除	附則
			改正
			案
、日本政策投資銀行法第二十条第二項の規定は適用しない。3 第一項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては規定による出資」とする。	2 前項の規定により財務大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。 とあるのは「掲り、附則第八条第一項の規定により行う出資」とあるのは「出資日本政策投資銀行法第四十四条第二項中「出資」とあるのは「出資用本政策投資銀行法第四十四条第二項中「出資」とあるのは「出資により日本政策投資銀行が出資する場合においては、場機構法附則第八条第一項の規定により財務大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。	第八条 日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法(平成十一年法律(機構に対する日本政策投資銀行の出資)	附則現

独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)(附則第五十六条関係)

項の規定を適用する。	券に係る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契算をもって定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債四十七条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予示するものに係る債務について予算をもって定める金額が、同法第	に規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をもって表4 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十五条第一項第三十四条 (略)(政府保証)	改正案
定を適用する。 定を適用する。 定を適用する。 のことができる債券に係る債務とみなして、第一項及び第二項の規る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすって定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係って定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係って定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係って定める金額と合業を	条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予算をも国際協力銀行法第四十七条第二項又は日本政策投資銀行法第四十五って表示するものに係る債務について予算をもって定める金額が、第一項に規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をも	又は日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第四十三条4 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十五条第一項第三十四条 (略)	現行

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)(附則第五十七条関係)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 (平成十四年法律第百八十号) (附則第五十九条関係)

者から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充て附則第三条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の条及び附則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。)団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号。以下このは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(運輸施設整備事業	6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したとき ﺩ2~5 (略)	第三条 (略) (事業団の解散等) (事業団の解散等)	附則	2 · 3 (略)	の と さ さ	法律第 号)附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政 同条第六項の規定により株式会社日本政策投資銀行法 (平成十九年	^悦 定により政府から出資があったものとされた金額並びに の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び	(資本金) 改正案	Ξ
から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てる附則第三条第五項の規定により政府及び日本政策投資銀行以外の者条及び附則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。)団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号。以下このは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(運輸施設整備事業	6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したとき2~5 (略)	第三条(略)(事業団の解散等)	附則	2・3 (略)		された金額の合計額とする。同条第六項の規定により日本政策投資銀行から出資があったものと	第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額並びに第六条(機構の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び	(資本金)	

ĸ 額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に係るもの 信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする 割合に応じてあん分した金額とし、当該出資されたものとされた金 に相当する金額を除く。 項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額 政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。 この場合にお 係る勘定に係るものを除く。)を差し引いた額は、政府及び旧日本 る勘定に係るものを除く。) から負債の金額 (同号に掲げる業務に 額とする。)並びに旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係 損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金 きは当該金額を加算した金額とし、 れたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出資額 (第二 八条第三号に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条 るべきものとして拠出されたものとされた金額 (旧事業団法第二十 項の規定により積立金として積み立てられている金額があると 政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し第十六条第 政府及び旧日本政策投資銀行からそれぞれ機構に対し出資さ)及び旧日本政策投資銀行からの出資額の 同条第二項の規定により繰越欠 項の

7~10 (略)

された金額は、政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から機構に対条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとは、旧事業団法一部改正法附則第三条第五項の規定により政府及びは、旧事業団法により機構が事業団の権利及び義務を承継したとき「第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したとき

する金額を除く。 勘定に係るものを除く。) から負債の金額 (同号に掲げる業務に係 べきものとして拠出されたものとされた金額 (旧事業団法第二十八 及び日本政策投資銀行から機構に対し第十六条第一項の信用基金に 第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に係るものは、 じてあん分した金額とし、当該出資されたものとされた金額のうち 定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当 のとされた金額は、事業団に対する政府からの出資額 (第二項の規 投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この場合におい る勘定に係るものを除く。) を差し引いた額は、 とする。) 並びに旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る 金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額 は当該金額を加算した金額とし、 条第三号に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条第 充てるべきものとして出資されたものとする 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるとき 政府及び日本政策投資銀行からそれぞれ機構に対し出資されたも)及び日本政策投資銀行からの出資額の割合に応 同条第二項の規定により繰越欠損 政府及び日本政策

7~10 (略)

11

れた金額は、政府及び日本政策投資銀行以外の者から機構に対し第の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとさは、旧事業団法一部改正法附則第三条第五項の規定により政府及び第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したとき

のとする。 し第十六条第一項の信用資金に充てるべきものとして拠出されたも

12 { 14 (略)

第四条 政策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る 号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要す)の運用によって生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十 第十六条第一項の信用基金 (前条第六項の規定により旧日本

る経費に充てることができないものとする。

第五条 による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定

計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければな

らない。

十六条第一項の信用資金に充てるべきものとして拠出されたものと

12 5 14

(略)

第四条 第十六条第一項の信用基金 (前条第六項の規定により日本政 号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する)の運用によって生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一 策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。

経費に充てることができないものとする。

第五条 計画又は財務諸表を日本政策投資銀行に送付しなければならない。 による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定

- 46 -

第六十一条関係) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)(附則

替に関する法律」に改める。 三条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振	第三条第四項第一号及び第四号、第六条第五項第五号並びに第十号)の一部を次のように改正する。	第百三十四条の二(株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)	附則	改正案
		(新設)	附則	
				現
				行

関する法律 (平成十八年法律第五十号) (附則第六十二条関係) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

第二百六十一条 削除	改正案
第二百六十一条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改める。 第七条を次のように改める。 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用」法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、日本政策投資銀行について準用する。 「銀行について準用する。」 を加える。 「本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)」を加える。	(日本政策投資銀行法の一部改正) 現 行

特別会計に関する法律 (平成十九年法律第 号) (

号)(附則第六十三条関係)

改正案	現
(目的)	(目的)
第八十五条 (略)	第八十五条 (略)
2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガ	2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガ
ス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要である	ス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要である
ことにかんがみ講じられる措置であって、次に掲げるものをいう。	ことにかんがみ講じられる措置であって、次に掲げるものをいう。
一 (略)	一 (略)
二(石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄)	二(石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄)
の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合	の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合
理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財	理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財
政上の措置であって、次に掲げるもの	政上の措置であって、次に掲げるもの
~ホ (略)	~ ホ (略)
へ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づく株式会社日本政策投	へ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づく日本政策投資銀行、
資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人石油天然ガス	沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱
・金属鉱物資源機構に対する補助	物資源機構に対する補助
ト・チ (略)	ト・チ (略)
三 (略)	三 (略)
3~5 (略)	3~5 (略)

犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第

+法律第 号)(附則第六十四条関係)

2~10 (略)	2~10 (略)
七~十六 (略)	七~十六 (略)
	一項に規定する主務大臣
	日本政策投資銀行法 (平成十九年法律第 号)第二十九条第
(新設)	六の二 第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者 株式会社
	一~六 (略)
各号に定める者とする。	各号に定める者とする。
の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該	の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該
第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者	第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者
(行政庁等)	(行政庁等)
十六~四十三 (略)	十六~四十三 (略)
(新設)	十五の二 株式会社日本政策投資銀行
	一~十五 (略)
2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。	2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。
第二条 (略)	第二条 (略)
(定義)	(定義)
現行	改正案

国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号) (附則第六十五条関係)

二十九~百二十八 (略)	二十九~百二十八(略)
	こ恨る。~の管里に関すること。 、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定めるもの、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定めるもの北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産(
おける政令で定めるものに関すること。二十八(日本政策投資銀行の行う業務のうち北海道及び東北地方に一〜二十七)(略)	(平成十九年法律第 号)附則第十五条第一項の規定により二十八 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法一〜二十七 (略)
をつかさどる。第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務(所掌事務)	をつかさどる。第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務(所掌事務)
現	改正案